



三重県公報

令和3年3月26日 (金)

第 194 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
65	クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	3
66	住宅宿泊事業法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	10
67	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(農業基盤整備課)	12
68	三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	12
69	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(ものづくり産業振興課)	12
70	三重県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則	(都市政策課)	13
71	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	15
72	三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	16
73	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	17
告 示			
194	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	20
195	保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	21
196	同件	(同)	21
197	同件	(同)	22
198	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	22
199	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	22
200	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	23
201	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	24
202	車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定	(同)	24
203	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	27
204	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	31
205	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	32
206	同件	(同)	33
207	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	34
208	同件	(同)	37
209	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	44
210	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市政策課)	44
211	建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示	(建築開発課)	45
212	都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(同)	47
213	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(同)	48

214	建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料 条例別表第21、別表第22及び別表第23に規定するその他の用途、簡易な評価 方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定め る件の一部を改正する告示	(建 築 開 発 課) 50
215	会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員	(出 納 局) 51
216	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教 育 委 員 会) 51

公 告

農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課) 52
農業振興地域の区域の変更	(農 地 調 整 課) 52
基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 53
公共測量を実施する旨の通知	(同) 53
都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課) 53
都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(同) 53

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会) 54
------------	------------------

**規
則**

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三 重 県 規 則 第 六 十 五 号

クリーニング業法等施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法等施行細則（昭和三十一年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍添で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
	（クリーニング所について講すべき措置）		（クリーニング所について講すべき措置）
第三条	（略）	第三条	皮革製品その他の乾燥しにくい材質の洗濯物に係る条例第一条第一項第八号の規定による確認は、ドライチャッカーその他の残留溶剤判定器具を用いて行うものとする。
第三条の二	（略）	第三条の二	（略）
第四条	（略）	第四条	（略）
2 5 4	（略）	2 5 4	（略）
5 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第一項第四号に掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合に限り第一項第一号に掲げるクリーニング所の平面図の添付を省略することができる。	5 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たつては、施行規則第一条の三第一項第四号に掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合に限り第一項第一号に掲げるクリーニング所の平面図の添付を省略することができる。	6	（免許申請書）
6 · 7 （略）	（免許申請書）	第六条	（免許申請書）
第十一条 施行規則第四条の規定による免許の申請は、第十号様式によるものとし、施行規則第四条第一号に規定する書類のほか、クリーニング師免許証に旧姓又は外国人における通称名（以下「旧姓等」という。）の併記を希望する場合にあつては、次の書類を添えて行わなければならない。	第十一条 施行規則第四条の規定による免許の申請は、第十号様式によるものとする。	第十二条	（免許証の再交付）
一 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し	一 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し	第十四条	（免許証の再交付）
二 外国籍の者で通称名の併記を希望するものについては、通称名が記載された住民票の写し	二 外国籍の者で通称名の併記を希望するものについては、通称名が記載された住民票の写し	第十五条	（免許証の訂正申請書）
（免許証の再交付）	（免許証の再交付）	第十五条	（免許証の訂正申請書）
第十四条 施行規則第六条に規定するクリーニング師免許証の再交付の申請は、第十二号様式によるものとし、クリーニング師免許証を毀損した場合はその免許証を、旧姓等の併記を希望する場合にあつては、第十一条第一号又は第一号に掲げる書類を添えて行わなければならない。	第十四条 施行規則第六条に規定するクリーニング師免許証の再交付の申請は、第十二号様式によるものとする。	第十五条	（免許証の訂正申請書）
（免許証の訂正申請書）	（免許証の訂正申請書）	第十五条	（免許証の訂正申請書）
第十五条 施行規則第八条に規定する免許証の訂正申請書	第十五条 施行規則第八条に規定する免許証の訂正申請書	第十五条	（免許証の訂正申請書）

<p>正の申請は、第十三号様式によるものとし、次に掲げる書類のほか、旧姓等の併記を希望する場合にあつては、第十一条第一号又は第二号に掲げる書類を添えて行わなければならぬ。</p> <p>一 クリーニング師免許証 二 戸籍謄本又は戸籍抄本 (登録の抹消申請書)</p>	<p>正の申請は、第十三号様式によるものとする。</p>
<p>第十六条 施行規則第十条に規定する登録の抹消の申請は、第十四号様式によるものとし、次の書類を添えて行わなければならぬ。</p> <p>一 クリーニング師免許証 二 死亡したことを証する書類又は失そうの宣告を受けたことを証する書類</p>	<p>第十六条 施行規則第十条に規定する登録の抹消の申請は、第十四号様式によるものとする。</p>

第十号様式から第十四号様式までを次のように改める。

第10号様式（第12条関係）

クリーニング師免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により申請します。

1 本籍地（国籍）、住所、氏名及び生年月日

2 旧姓又は通称名併記を希望する場合にあっては、旧姓又は通称名

3 業務を行おうとする場所

添付書類

1. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者）
2. 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し
3. 外国籍の者で通称名の併記を希望する者については、通称名が記載された住民票の写し

第11号様式（第13条関係）

No._____

登 録 番 号	県第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
本 籍 地			
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生		
クリーニング師試験 施行都道府県	県	同左合格 年 月 日	年 月 日
登録抹消の年月日及 びその理由			
免許証再交付の年月 日及びその理由			
備 考			

備 考 クリーニング師免許証に旧姓又は通称名を併記した場合は、「備考」欄に旧姓
又は通称名を記入すること。

第12号様式（第14条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

クリーニング師免許証を（毀損・亡失）しましたから、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により申請します。

1 申請者の本籍地、住所、氏名及び生年月日

2 旧姓又は通称名併記を希望する場合にあっては、旧姓又は通称名

3 登録番号 都道府県 第 号

4 登録年月日

5 （毀損・亡失）した理由

添付書類

1. クリーニング師免許証を毀損した場合は、その免許証
2. 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し
3. 外国籍の者で通称名の併記を希望する者については、通称名が記載された住民票の写し

第13号様式（第15条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

次のとおり変更したから、クリーニング業法施行規則第8条の規定により申請します。

1 申請者の本籍地（国籍）、住所、氏名及び生年月日

2 旧本籍地（旧国籍）

3 旧 氏 名

4 旧姓又は通称名併記を希望する場合にあっては、旧姓又は通称名

5 変 更 年 月 日

6 変 更 の 理 由

添付書類

1. クリーニング師免許証
2. 戸籍謄本又は戸籍抄本
3. 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し
4. 外国籍の者で通称名の併記を希望する者については、通称名が記載された住民票の写し

第14号様式（第16条関係）

クリーニング師登録抹消申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名

クリーニング免許の登録の抹消を、クリーニング業法施行規則第10条の規定により申請します。

1 本籍地、住所、氏名及び生年月日

2 申請の理由

添付書類

- 1 クリーニング師免許証
- 2 死亡したことを証する書類（戸籍（除籍）謄本又は死亡診断書）又は失そうの宣告を受けたことを証する書類

(規格A4)

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日前に改正前のクリーニング業法等施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
-

住宅宿泊事業法施行条例施行規則の一部を改正する規則をつゝに公布します。

令和三年三月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第六十六号

住宅宿泊事業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住宅宿泊事業法施行条例施行規則（平成三十年三重県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

申 告 書

以下のとおり申告します

この申告書の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

三重県知事 宛て

申告者 商号又は名称

氏 名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電 話 番 号

F A X

1. 学校等の周辺地域

(1) 届出する住宅の敷地から110メートル以内に学校等がありますか。

ある ない

(2) (1)で「ある」場合、学校等の名称を記載してください。

学校等名
例 ○○市立□□小学校

2. 住居専用地域

(1) 届出する住宅(敷地を含む。)は、住居専用地域内にありますか。

ある ない

※ 建物の配置図及び付近の見取図を添付してください。

(注意事項)

- 「ある」場合は、事業が実施できる日数が制限されるのでご注意ください。
- 「学校等」とは、学校教育法第1条で規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法第7条第1項に規定する施設のうち保育所をいいます。
- 住宅が住居専用地域内にあるか否かの確認は、住宅が所在する市役所又は町役場へお問い合わせください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の住宅宿泊事業法施行条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申告書は、改正後の住宅宿泊事業法施行条例施行規則の規定に基づいて提出されている申告書とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第六十七号

三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「三重県知事 鈴」を「三重県知事 篠代」に改め、「④」及び「（謹啓 B5）」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の規定に基づいて提出されている申出書は、改正後の三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則に基づいて提出された申出書とみなす。

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第六十八号

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（平成二十年三重県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三号様式、第五号様式及び第六号様式中「吾」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行前に、改正前の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第六十九号

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則（昭和三十二年三重県規則

第一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 試験研究機関の長は、令和二年八月一日から令和四年三月三十一日までの間に条例第一条に規定する設備等の使用をさせた場合又は試験等の依頼があつた場合において、使用者又は依頼者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、住所又は事業所の所在地が県内であるときは、条例第一条の二の規定による知事が定める使用料の額（基本料金を除く。以下この項において同じ。）又は条例第二条の規定による手数料の額から、知事が定める使用料の額又は条例別表第一から第八までに掲げる手数料の額に百分の五十を乗じて得た額を減じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、端数を切り捨てた額）を、使用者又は依頼者から徴収することができる。</p>	<p>1 附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 試験研究機関の長は、令和二年八月一日から令和三年三月三十一日までの間に条例第一条に規定する設備等の使用をさせた場合又は試験等の依頼があつた場合において、使用者又は依頼者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、住所又は事業所の所在地が県内であるときは、条例第一条の二の規定による知事が定める使用料の額（基本料金を除く。以下この項において同じ。）又は条例第二条の規定による手数料の額から、知事が定める使用料の額又は条例別表第一から第八までに掲げる手数料の額に百分の五十を乗じて得た額を減じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、端数を切り捨てた額）を、使用者又は依頼者から徴収することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第七十号

三重県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

三重県都市計画公聴会規則（昭和五十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(記録)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>(記録)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名及び押印しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

都 市 計 画 案 意 見 申 出 書

三重県知事 宛て

申出人

住 所

氏 名

年 月 日 において開催される公聴会において に関する
都市計画案について意見を申し述べたいので申し出ます。

意見の要旨

利害関係の概要

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第七十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第八条（略） （完了検査申請書に添付する書類）	第八条（略）
第八条の一 省令第四条第一項第六号（省令第四条の四の一で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、知事が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあっては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。	第八条（略）
一 政令第二百四条第一項の適用を受ける建築物（界壁が法第六条の四第一項第一号に該当するものを除く。）界壁の工程写真	第八条（略）
二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成二十六年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六条第三項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第七条の二第一項第一号に規定する工程に相当する箇所について、品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関により検査が行われることを理由に、中間検査の適用除外となるもの（品確法第三条の一第一項に規定する評価方法基準に適合する）ことが確認できる検査報告書の写し (中間検査申請書に添付する書類)	第八条（略）
第八条の二 省令第四条の八第一項第四号（省令第四条の十一の一で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（第五号様式の一）によるほか知事が必要と認める図書（法第六条第一項第四号に規定する建築物にあっては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。ただし、これらの図書のうち既に建築主又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。	第八条（略）
一 木造 政令第二章第三節の規定に適合する（この確認に必要な図書）	第八条（略）

一 鉄骨造 政令第二章第五節の規定に適合するとの確認に必要な図書
二 鉄筋コンクリート造 政令第二章第六節の規定に適合するとの確認に必要な図書
四 鉄骨鉄筋コンクリート造 政令第二章第六節の規定に適合するとの確認に必要な図書
五 政令第八十条の一の適用を受ける建築物の構造 同条の規定に適合するとの確認に必要な図書
六 基礎の構造 政令第三十八条各項の規定に適合するとの確認に必要な図書

第五号様式の11中「第八条の二関係」を「第八条の三関係」に改める。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和三年三月二十六日

三重県知事 鈴木英敏

三重県規則第十七号

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十五年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	図書の種類	区分	図書の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）		低炭素建築物新築等計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	
一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」）に基づく評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）	B E L S に基づく評価書の写し		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は令和三年四月一日から施行する。

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月二十六日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第七十三号

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年三重県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の提出）</p> <p>第三条 法、省令又はこの規則の規定により、知事に提出する計画書（写しを含む。）、申請書、報告書、申出書及び届出書は、当該計画申請、報告、申出及び届出に係る建築物の敷地の所在地を所管区域とする建築主事が属する建設事務所の長を経由して提出するものとする。</p> <p>（知事が別に定める機関による審査）</p> <p>第四条 法第三十四条第一項の規定による認定の申請又は法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p>（工事を取りやめる旨の申出）</p> <p>第七条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書（様式第三号）に省令第二十五条第二項の通知書（法第三十条第一項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第二十八条において準用する省令第二十五条第二項の通知書）を添えて、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第八条 法第三十四条第一項又は法第三十六条第一項の規定による認定の申請を行つた者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第四号）により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>（認定しない旨の通知）</p> <p>第十条 知事は、法第三十四条第一項又は法第三十六条第一項の規定による認定の申請に係る計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第六号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>（改善命令）</p>	<p>（書類の提出）</p> <p>第三条 法、省令又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書、報告書、申出書及び届出書は、当該申請、報告、申出及び届出に係る建築物の敷地の所在地を所管区域とする建築主事が属する建設事務所の長を経由して提出するものとする。</p> <p>（知事が別に定める機関による審査）</p> <p>第四条 法第二十九条第一項の規定による認定の申請又は法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p>（工事を取りやめる旨の申出）</p> <p>第七条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書（様式第三号）に省令第二十五条第二項の通知書（法第三十条第一項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第二十八条において準用する省令第二十五条第二項の通知書）を添えて、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第八条 法第二十九条第一項又は法第三十一条第一項の規定による認定の申請を行つた者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第四号）により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p>（認定しない旨の通知）</p> <p>第十条 知事は、法第二十九条第一項又は法第三十一条第一項の規定による認定の申請に係る計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第六号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>（改善命令）</p>

<p>第十一条 知事は、法第三十八条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式第七号）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（認定の取消し）</p> <p>第十二条 知事は、法第三十九条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第八号）により当該認定建築主に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（知事が別に定める機関による審査）</p> <p>第十三条 法第四十一条第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第二一条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">（申請の取下げ）</p> <p>第十五条 法第四十一条第一項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第四号）により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（認定しない旨の通知）</p> <p>第十六条 知事は、法第四十一条第一項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第六号）により申請者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（認定の取消し）</p> <p>第十七条 知事は、法第四十一条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第八号）により当該基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。</p>	<p>第十一条 知事は、法第三十三条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式第七号）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（認定の取消し）</p> <p>第十二条 知事は、法第三十四条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第八号）により当該認定建築主に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（知事が別に定める機関による審査）</p> <p>第十三条 法第三十六条第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、知事が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第二一条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">（申請の取下げ）</p> <p>第十五条 法第三十六条第一項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第四号）により、正本一通及び副本一通を知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（認定しない旨の通知）</p> <p>第十六条 知事は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第六号）により申請者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（認定の取消し）</p> <p>第十七条 知事は、法第三十七条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第八号）により当該基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。</p>																
<p>別表第1（第3条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">図書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物エネルギー消費性能確 保計画に係る建築物に住戸が 含まれる場合であって、当該 建築物が一般社団法人住宅性 能評価・表示協会が運用する 建築物省エネルギー性能表示 制度（以下「B E L S」とい う。）に基づく評価書の交付 を受けた場合（建築物全体が 建築物エネルギー消費性能基 準に適合した評価を受けたも のに限る。）</td> <td style="padding: 5px;">B E L S に基づく評価 書の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1の3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">図書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	図書の種類	建築物エネルギー消費性能確 保計画に係る建築物に住戸が 含まれる場合であって、当該 建築物が一般社団法人住宅性 能評価・表示協会が運用する 建築物省エネルギー性能表示 制度（以下「B E L S」とい う。）に基づく評価書の交付 を受けた場合（建築物全体が 建築物エネルギー消費性能基 準に適合した評価を受けたも のに限る。）	B E L S に基づく評価 書の写し	区分	図書の種類			<p>別表第1（第3条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">図書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物エネルギー消費性能確 保計画に係る建築物に住戸が 含まれる場合であって、当該 建築物が一般財団法人住宅性 能評価・表示協会が運用する 建築物省エネルギー性能表示 制度（以下「B E L S」とい う。）に基づく評価書の交付 を受けた場合（建築物全体が 建築物エネルギー消費性能基 準に適合した評価を受けたも のに限る。）</td> <td style="padding: 5px;">B E L S に基づく評価 書の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1の3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">図書の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	図書の種類	建築物エネルギー消費性能確 保計画に係る建築物に住戸が 含まれる場合であって、当該 建築物が一般財団法人住宅性 能評価・表示協会が運用する 建築物省エネルギー性能表示 制度（以下「B E L S」とい う。）に基づく評価書の交付 を受けた場合（建築物全体が 建築物エネルギー消費性能基 準に適合した評価を受けたも のに限る。）	B E L S に基づく評価 書の写し	区分	図書の種類		
区分	図書の種類																
建築物エネルギー消費性能確 保計画に係る建築物に住戸が 含まれる場合であって、当該 建築物が一般社団法人住宅性 能評価・表示協会が運用する 建築物省エネルギー性能表示 制度（以下「B E L S」とい う。）に基づく評価書の交付 を受けた場合（建築物全体が 建築物エネルギー消費性能基 準に適合した評価を受けたも のに限る。）	B E L S に基づく評価 書の写し																
区分	図書の種類																
区分	図書の種類																
建築物エネルギー消費性能確 保計画に係る建築物に住戸が 含まれる場合であって、当該 建築物が一般財団法人住宅性 能評価・表示協会が運用する 建築物省エネルギー性能表示 制度（以下「B E L S」とい う。）に基づく評価書の交付 を受けた場合（建築物全体が 建築物エネルギー消費性能基 準に適合した評価を受けたも のに限る。）	B E L S に基づく評価 書の写し																
区分	図書の種類																

第4条の規定により審査を受け、知事が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し	第4条の規定により審査を受け、知事が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
B E L S に基づく評価書の交付を受けた場合（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）	B E L S に基づく評価書の写し		
(略)	(略)	(略)	(略)
法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第18条の2第1項の規定により知む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第18条の2第1項の規定により知む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）	建築基準法第18条の2第1項の規定により知む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。）

別表第3（第14条関係）

区分	図書の種類
(略)	(略)
申請に係る建築物が、法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	性能向上計画認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この表において単に「検査済証」という。）の写し
(略)	(略)
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合	設計住宅性能評価書の写し

別表第3（第14条関係）

区分	図書の種類
(略)	(略)
申請に係る建築物が、法第30条第2項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	性能向上計画認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この表において単に「検査済証」という。）の写し
(略)	(略)
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合	設計住宅性能評価書の写し

質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた場合(建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)	B E L Sに基づく評価書の交付を受けた場合(建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けた場合(建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)
B E L Sに基づく評価書の交付を受けた場合(建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	書の写し (略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式第四号廿「第29条第1項」や「第34条第1項」及び「第31条第1項」や「第36条第1項」や「第41条第1項」及び「第30条第2項」や「第35条第2項」は改める。

様式第五号廿「第4条」や「第26条」は改める。

様式第六号廿「第30条第1項」や「第35条第1項」及び「第31条第1項」や「第36条第1項」や「第36条第2項」や「第41条第2項」は改める。

様式第七号廿「第33条」や「第38条」は改める。

様式第八号廿「第30条第1項」や「第35条第1項」及び「第36条第1項」や「第41条第1項」及び「第34条」や「第39条」及び「第37条」を「第42条」は改める。

附 則

(施行期日)

1 リの規則は、令和11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 リの規則の施行の際現にリの規則による改正前の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている届出書等は、リの規則による改正後の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に基づいて提出された届出書等とみなす。

3 リの規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第194号

農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。)第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成18年3月28日 第51号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社ライスハウスいとう	代表取締役 伊藤 智哉	桑名市大字星川924番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物(玄米)

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 智哉	[REDACTED]	玄米	K242005577

7 登録の更新日

令和3年3月11日

三重県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 197 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 198 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3) の表中第 2 号の項を次のように改める。

2	果実運用型ファンド活用促進等補助金	公益財団法人三重県産業支援センターが行う「みえ地域コミュニティ応援ファンド」、「みえ農商工連携推進ファンド」及び独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金により造成した基金を活用し、中小企業者等が行う新商品・新サービスの開発等の取組等の事業の推進を図るために必要な経費に対して補助することにより、地域の課題解決等を図るビジネスを創出する。	公益財団法人三重県産業支援センターが行う次の各号に掲げる事業の実施に必要な経費 (1) 啓発・人材育成セミナー等の開催に関する事業 (2) 中小企業地域資源活用等促進事業	別に定める。	公益財団法人三重県産業支援センター
---	-------------------	--	---	--------	-------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 199 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 四日市朝日線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡朝日町大字柿字山王谷 2310 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字山王谷 2340 番 7 地先まで	旧	17.8~22.1	38.1
	新	20.9~30.6	38.1

第 2

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 伊勢大宮線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町大字永会字野戸瀬沖 1311 番 1 地先から 度会郡大紀町大字永会字小深谷 696 番 1 地先まで	旧	5.8~8.2	18.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 中津浜浦五ヶ所浦線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町船越字大浦 2994 番 2 地先から 度会郡南伊勢町船越字大浦 3001 番 12 地先まで	旧	6.3~10.7	59.3
	新	11.1~20.0	59.3

第 4

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 伊賀甲南線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市下柘植柘植川左岸堤防敷地先から 伊賀市下柘植官有無番地先まで	旧	8.6~8.6	45.0
	新	9.3~9.3	45.0

三重県告示第 200 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市朝日線	三重郡朝日町大字柿字山王谷 2310 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字山王谷 2340 番 7 地先まで	令和 3 年 3 月 26 日
県道 三畠四日市線	四日市市小古曽町 2176 番 1 地先から 四日市市小古曽町字山条 2181 番 1 地先まで	令和 3 年 3 月 26 日
一般国道 368 号	多気郡多気町色太字笠松 828 番 3 地先から 多気郡多気町色太字柄木廣 951 番 22 地先まで	令和 3 年 4 月 1 日
県道 松阪環状線	松阪市下七見町字人目 36 番 5 地先から 松阪市上七見町字州出 533 番 2 地先まで	令和 3 年 3 月 29 日
県道 中津浜浦五ヶ所浦線	度会郡南伊勢町船越字大浦 2992 番 1 地先内	令和 3 年 3 月 26 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町島原字志子上通 713 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字久保り 784 番 7 地先まで	令和 3 年 3 月 28 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字志子上通 713 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字久保り 784 番 7 地先まで	令和 3 年 3 月 28 日

三重県告示第 201 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般国道	368 号	津市美杉町太郎生字堂元 3868 番地先内
一般国道	422 号	津市美杉町太郎生字堂元 3868 番地先内
一般国道	368 号	多気郡多気町色太字笠松 828 番 3 地先から 多気郡多気町色太字柄木廣 951 番 22 地先まで
県道	大台宮川線	多気郡大台町弥起井字大道ノ下 313 番 4 地先から 多気郡大台町弥起井字川ノ上 308 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 3 年 3 月 26 日

三重県告示第 202 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定し、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定（令和 2 年三重県告示第 184 号）は、令和 3 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道25号	伊賀市上野農人町350番1から 伊賀市八幡町字西之平3300番3まで
一般国道42号	鳥羽市鳥羽三丁目1484番123から 伊勢市朝熊町字東橋4577番11まで
一般国道42号	伊勢市二見町三津字南浦1201番41から 伊勢市通町字真菰原109番2まで
一般国道163号	伊賀市島ヶ原字外垣7377番1地先から 伊賀市上野西大手町3622番1まで
一般国道163号	伊賀市上野農人町554番3地先から 伊賀市千戸字東垣内1987番2まで
一般国道163号	津市美里町足坂字舞谷1119番2から (南河路バイパス経由) 津市丸之内252番9まで
一般国道164号	四日市市千歳町字千歳9番1から 四日市市中部2507番地先まで
一般国道165号	名張市安部田字大扁ら527番1地先から 名張市蔵持町原出1301番2まで

一般国道165号	津市戸木町字西羽野5572番1から 津市雲出本郷町字松縄1706番11地先まで
一般国道166号	松阪市桂瀬町字茶屋224番3地先から 松阪市小津町字折戸604番5地先まで
一般国道167号	鳥羽市白木町字細田68番3から 伊勢市二見町松下字滝落1944番1地先まで
一般国道306号	津市河芸町中瀬字西山246番1地先から 鈴鹿市東庄内町字池代4028番4地先まで
一般国道306号	鈴鹿市長澤町字柳壺1280番5地先から 鈴鹿市椿一宮町字西能褒野1606番4地先まで
一般国道306号	四日市市水沢町字青木川4062番4から いなべ市藤原町山口字下孫月3967番まで
一般国道365号	いなべ市藤原町古田字広田374番2から いなべ市藤原町山口字下孫月3967番まで
一般国道365号	いなべ市北勢町別名字白口237番から 四日市市上海老町字東大沢1648番243まで
一般国道365号	四日市市西坂部町垣内4576番1地先から 四日市市末永町字宮ノ南393番1まで
一般国道368号	伊賀市八幡町字西之平3300番3から 名張市蔵持町原出1301番2まで
一般国道421号	桑名市大字西別所字新山畑1920番1地先から いなべ市大安町石博東字渥川3396番地先まで
一般国道422号	北牟婁郡紀北町東長島字津本1113番2から 北牟婁郡紀北町東長島字玉3395番2まで
一般国道425号	尾鷲市倉ノ谷町1083番2から 尾鷲市倉ノ谷町1087番30まで
一般国道477号	四日市市西伊倉町西川原37番2から 四日市市小生町字西川原768番地先まで
一般国道477号	四日市市川島町字三滝川6491番2地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中3920番7まで
一般国道477号	四日市市久保田二丁目622番2から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原2892番1まで
一般国道477号	四日市市高角町字西川原2420番3から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田1692番3まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町19番15から 四日市市楠町南五味塚字新貝170番10地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭415番2から 桑名市長島町小島586番3地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭415番2から 桑名市長島町松蔭566番1まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字青鷺527番1地先から 桑名市長島町福吉字青鷺549番地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字都羅276番2地先から 桑名市長島町福吉字都羅129番まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原1696番3から 四日市市室山町字八反田610番2まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水3004番7地先から 四日市市采女町字清水3004番2地先まで
県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内3405番から 亀山市関町木崎字舟外1698番3地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松1718番1地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田570番1地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田71番1地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉1264番1地先まで

県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具2627番1から 伊勢市楠部町字黒木乙389番4まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下1554番地先から 鈴鹿市道伯町字鍬初2560番1地先まで
県道津芸濃大山田線	津市中央7番地先から 津市安東町字東裏733番地先まで
県道宮妻峠線	四日市市水沢町字青木川4064番23から 四日市市西山町字屋敷西7548番3まで
県道宮妻峠線	四日市市小林町字小林新田3010番19から 四日市市八王子町字里前2111番2まで
県道宮妻峠線	四日市市波木町字野僧谷1102番9から 四日市市日永五丁目2178番1まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目169番7から 鈴鹿市庄野羽山三丁目3216番1地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪3181番1から 津市一身田町字三ノ坪221番2まで
県道松阪第2環状線	松阪市上川町2739番63地先から 松阪市上川町4078番1地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市八太町字クリ穴583番11地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦227番6地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市丹生寺町字向山8番4地先から 松阪市大塚町字四反田374番3地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目803番1地先から 伊勢市御薗町高向字川原1744番5地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目1番180から 四日市市茂福町2046番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町47番2地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸288番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町475番1地先から 桑名市大字和泉436番2地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目1017番4から 四日市市大治田三丁目465番まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名1500番4から 四日市市河原田町字里南2485番2地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町1105番から 四日市市桜町字富塚7368番5まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田423番5地先から いなべ市大安町石博東字北野1854番10地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田722番4地先から 松阪市八太町字鎌谷585番1地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前304番15地先から 伊勢市小木町須賀野623番2地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町4273番28地先から 尾鷲市中村町341番3地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町7番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北1568番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町2047番1地先から 四日市市霞一丁目17番1地先まで
県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内1900番2から 津市大里窪田町字町田3067番1まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪204番1から 津市栗真中山町字下沢98番6まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納1934番地先から 四日市市河原田町字狭1284番2まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森1760番1から

	四日市市河原町字今宿2259番1まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地1408番から 松阪市鎌田町字南沖244番6地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市矢橋町字門田593番2地先から 鈴鹿市矢橋町字竹ノ花621番1地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂384番1地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉1265番地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中員戸1777番11地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸32番地先まで
西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口1069の2番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内431の1番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田1702番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田1687番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町1376番1から 四日市市平尾町3883番1まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目26番から 四日市市泊小柳町2181番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣1080番9地先から 鈴鹿市加佐登一丁目2545番1地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代4028番4地先から 鈴鹿市東庄内町字地蔵僧4318番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣216番3地先から 鈴鹿市高塚町字神垣1080番9地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷6731番4地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目3000番227まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目3216番1地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明336番1地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野4957番地先から 伊勢市小俣町明野1062番1地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薗町高向字二ツ屋3375番から 伊勢市御薗町高向字下蓼原1546番2まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野5831番2から 三重郡菰野町大字菰野字野中3920番7まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄1704番1地先から 津市雲出伊倉津町字下津684番7地先まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町1183番4地先から 尾鷲市坂場町1201番9地先まで

三重県告示第 203 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超える 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法（令和 2 年三重県告示第 185 号）は、令和 3 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道25号	伊賀市上村字中郷1489番2から 伊賀市山神字世古之口34番2地先まで
一般国道25号	伊賀市上野農人町350番1から 伊賀市上野西大手町3623番3まで
一般国道163号	伊賀市小田町字稻久保241番1地先から

	伊賀市上野西大手町3623番3まで
一般国道163号	伊賀市上野農人町554番3地先から 伊賀市西明寺宇天王934番1地先まで
一般国道164号	四日市市千歳町字千歳9番1から 四日市市中部2507番地先まで
一般国道165号	津市戸木町字西羽野5572番1から 津市雲出本郷町字松縄1706番11地先まで
一般国道166号	松阪市飯高町宮前字川ノ上38番1から 松阪市小津町字折戸604番5地先まで
一般国道167号	鳥羽市白木町字細田68番3から 伊勢市二見町松下字滝落1944番1地先まで
一般国道306号	亀山市菅内町字折越1630番地先から 鈴鹿市東庄内町字池代4028番4地先まで
一般国道306号	鈴鹿市長澤町字柳壺1280番5地先から いなべ市藤原町山口字下孫月3967番まで
一般国道365号	いなべ市藤原町古田字広田374番2から いなべ市藤原町山口字下孫月3967番まで
一般国道365号	いなべ市北勢町別名字白口237番から 四日市市末永町字宮ノ南393番1まで
一般国道368号	伊賀市守田町字茶屋前111番3から 名張市蔵持町原出1301番2まで
一般国道421号	桑名市大字西別所字新山畑1920番1地先から いなべ市大安町石榑東字涅川3396番地先まで
一般国道422号	伊賀市丸柱字峠2242番231地先から 伊賀市丸柱字殿白1608番5まで
一般国道422号	伊賀市三田字東大町410番2地先から 伊賀市小田町字稻久保241番1地先まで
一般国道422号	北牟婁郡紀北町東長島字津本1113番2から 北牟婁郡紀北町東長島字玉3395番2まで
一般国道425号	尾鷲市倉ノ谷町1083番2から 尾鷲市倉ノ谷町1087番30まで
一般国道477号	四日市市西伊倉町西川原37番2から 三重郡菰野町大字菰野字野中3920番7まで
一般国道477号	四日市市久保田二丁目622番2から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原2892番1まで
一般国道477号	四日市市高角町字西川原2420番3から 三重郡菰野町大字音羽字田福1961番1地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木420番4から いなべ市員弁町宇野67番1まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇682番4から 桑名市多度町北猪飼字寺山321番7地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町20番3から 四日市市楠町南五味塚字新貝170番10地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原1696番3から 四日市市室山町字八反田610番2まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水3004番7地先から 四日市市采女町字清水3004番2地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目165番1地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田1661番2地先まで
県道津闊線	津市芸濃町椋本字一ツ谷6297番4から 亀山市闊町木崎字舟外1698番3まで
県道四日市闊線	鈴鹿市大久保町字大松1718番1地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田570番1地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表377番3から 員弁郡東員町大字穴太733番1まで

県道北方多度線	桑名市多度町福永1293番11から 桑名市多度町香取2123番6まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼372番3から 桑名市多度町香取380番1まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田71番1地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉1264番1地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田1580番地先から 津市芸濃町椋本字百々5039番2まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎701番2から 伊勢市宇治浦田二丁目91番23まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起206番1から 松阪市宮町字西浦230番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原1589番3から 鈴鹿市道伯二丁目2060番1まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向74番2から 津市芸濃町北神山字沢129番2まで
県道宮妻峠線	四日市市水沢町字青木川4064番23から 四日市市八王子町字里前2111番2まで
県道宮妻峠線	四日市市波木町字野僧谷1102番9から 四日市市日永五丁目2178番1まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林73は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段2291番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目169番7から 鈴鹿市平野町字花林1412番3まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯412番1地先から 鈴鹿市八野町字天伯429番8地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里2896番11から 伊賀市下友生字西新開3499番まで
県道松阪第2環状線	松阪市西黒部町字大板412番1から 松阪市大宮田町字里466番1まで
県道松阪第2環状線	松阪市上川町2739番63地先から 松阪市上川町4078番1地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市八太町字クリ穴583番11地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦227番6地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市丹生寺町字向山8番4地先から 松阪市大塚町字四反田374番3地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目803番1地先から 伊勢市御薗町高向字川原1744番5地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島1679番3から 多気郡明和町大字行部字東浦282番28まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町1841番2から 四日市市茂福町2046番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町47番2地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸288番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町475番1地先から 桑名市大字和泉436番2地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目1017番4から 四日市市河原田町字里南2485番2地先まで
県道木曽岬弥富停車場線	桑名郡木曽岬町大字栄356番から 桑名郡木曽岬町大字新加路戸14番1まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目196番1から 津市垂水字入江99番2まで
県道伊賀甲南線	伊賀市新堂字一本木59番5から 伊賀市新堂字平ノ谷1700番3まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稻久保241番2から

	伊賀市山神字世古之口34番5まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻273番6地先から 伊賀市千歳字西之芝861番2地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町1105番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴123番1まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯399番5地先から 亀山市菅内町字折越1631番1まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目3270番地先から 亀山市野村町字清谷1658番3地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場5013番3から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目35番193まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷2000番1地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷991番4地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目4番地先から 伊賀市下友生字西新開3499番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田722番4地先から 松阪市八太町字鎌谷585番1地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前304番15地先から 伊勢市小木町須賀野623番2地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町7番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北1568番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町2047番1地先から 四日市市霞一丁目17番1地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場158番5から 四日市市鹿間町字東山1番2まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町2223番1から 四日市市追分三丁目146番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納1934番地先から 四日市市河原田町字狭1284番2まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森1760番1から 四日市市河原田町字今宿2259番1まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸2607番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚3000番17地先まで
県道丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字発し1093番1から 多気郡明和町大字斎宮字西小清水4311番まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市矢橋町字門田593番2地先から 鈴鹿市矢橋町字竹ノ花621番1地先まで
県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上2537番から いなべ市員弁町大泉字野中1281番3まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂384番1地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉1265番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥40番1地先から 亀山市太岡寺町字下谷1233番5地先まで
県道南中津原畠新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂191番地3から いなべ市員弁町畠新田字溜岸13番地8まで
県道福島城南線	桑名市大字大福450番3から 桑名市大字江場699番1まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口3390番193から いなべ市藤原町山口433番191まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井2342番1から 三重郡菰野町大字竹成2073番6まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北535番1から 員弁郡東員町大字中上548番2まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田1702番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田1687番まで

県道上海老高角線	四日市市赤水町1376番1から 四日市市平尾町3883番1まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目26番から 四日市市泊小柳町2181番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山763番1から 四日市市鹿間町字市場157番5まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御薗町字小深田4499番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目3000番227まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目3216番1地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明336番1地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目1番地先から 鈴鹿市末広北一丁目5215番1地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪512番16から 亀山市野村二丁目183番2まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷46番7地先から 伊賀市丸柱字北出1557番1地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道408番2から 伊賀市西之澤字上之段67番1地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷2789番9から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾2506番17地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野4957番地先から 伊勢市小俣町明野1062番1地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薗町高向字ニツ屋3375番から 伊勢市御薗町高向字野池2022番1地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野5831番2から 三重郡菰野町大字菰野字野中3920番7まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄1704番1地先から 津市雲出伊倉津町字下津684番7地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字柳谷4756番1地先から 伊賀市川合字焼尾国有林73は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町1183番4から 尾鷲市港町4271番19まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池551番1地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾806番6地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超える車両は、次の通行方法によらなければならぬ。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 204 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、二級河川加茂川水系加茂川右岸堤防と市道田城笠松線支線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

- 1 河川の名称
二級河川加茂川水系加茂川
 - 2 河川管理施設の名称又は種類
二級河川加茂川水系加茂川右岸堤防
 - 3 河川管理施設の位置
鳥羽市岩倉町字椿 397 番 2 地先から
鳥羽市岩倉町字東地 1100 番 5 地先まで
 - 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 鳥羽市長 中村欣一郎
鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
 - 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
 - 6 管理の期間
令和 3 年 1 月 22 日から道路の存続する日まで
-

三重県告示第 205 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山室 02	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
法浄寺谷-2	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
堀坂川-2	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
堀坂川-4	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
阿の谷	松阪市岩内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
阿ノ谷川-1	松阪市岩内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
丹生寺	松阪市丹生寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
西野 1	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
日丘 2	松阪市日丘町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
光町	松阪市光町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野 3	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
日丘 5	松阪市日丘町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
西野 5	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
駅部田 2	松阪市駅部田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
山室 13	松阪市山室町	急傾斜地の崩壊

(詳細は次の図のとおり)

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 206 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏尾川小井土谷 I	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柏尾川小井土谷 I-2	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柏尾川 V	伊賀市桐ヶ丘八丁目、桐ヶ丘五丁目、桐ヶ丘七丁目、桐ヶ丘六丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
桐ヶ丘	伊賀市桐ヶ丘四丁目、阿保 (詳細は次の図のとおり)	土石流
御代川	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	土石流
森寺 I	伊賀市森寺、猪田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
界外	伊賀市界外、中友生 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺田 II	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	土石流
荒木 I	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
荒木 II	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
荒木 III	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	土石流
桐ヶ丘 6	伊賀市桐ヶ丘七丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
才良 2	伊賀市才良 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
下友生 1	伊賀市下友生、生琉里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
上野愛宕町	伊賀市上野愛宕町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中矢	伊賀市島ヶ原 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
西高倉	伊賀市西高倉 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
波敷野	伊賀市波敷野 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
谷	伊賀市波敷野、石川 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
上市場	伊賀市下柘植 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
上村	伊賀市上村、中柘植 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
桂	伊賀市桂	地滑り

	(詳細は次の図のとおり)	
滝	伊賀市滝、妙楽地 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
高山	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
喰代	伊賀市喰代、高山 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
蓮池	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
坂下	伊賀市坂下 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
中馬野	伊賀市中馬野 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
出合	伊賀市高尾、種生 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
三軒家	伊賀市長田、島ヶ原 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
法花	伊賀市法花、白樺 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
山神	伊賀市山神、大谷 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
土橋	伊賀市土橋、山神、西条 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
西条	伊賀市西条 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
東条	伊賀市東条、西条 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
坂之下	伊賀市坂之下 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
外山	伊賀市外山、坂之下、円徳院 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
大谷	伊賀市大谷 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 207 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
正武谷川	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
糸引滝谷川-1	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
糸引滝谷川-2	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
糸引滝谷川-3	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
向山谷川	松阪市丹生寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

法浄寺谷-1	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
法浄寺谷-3	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御堂の後谷-1	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御堂の後谷-2	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堀坂川-1	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堀坂川-3	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堀坂川-5	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
堀坂川-6	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
せんさつ谷	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岩内川	松阪市岩内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿ノ谷川-2	松阪市岩内町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日山谷川	松阪市小阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中の川	松阪市小阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大阿坂	松阪市大阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
椎の木谷	松阪市大阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小野	松阪市小野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 1	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 2	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 3	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 4	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立野 1	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩内 2	松阪市岩内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西野 2	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大阿坂 5	松阪市大阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日丘 3	松阪市日丘町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡本 2	松阪市岡本町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立野 9	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久保	松阪市久保町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
山室 9	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
殿町 1	松阪市殿町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
殿町 2	松阪市殿町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平成	松阪市平成町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野 2	松阪市小野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大阿坂 1	松阪市大阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大阿坂 2	松阪市大阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大阿坂 3	松阪市大阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横瀧口	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西野 4	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立野 3	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山下 2	松阪市山下町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立野 10	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 7	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 8	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 11	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山添	松阪市山添町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桂瀬 2	松阪市丹生寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山宇	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 8	松阪市小阿坂町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 22	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 24	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 25	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 26	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 27	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 28	松阪市伊勢寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 54	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

松阪 55	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 56	松阪市西野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 59	松阪市平成町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 60	松阪市平成町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 61	松阪市岡本町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 65	松阪市丹生寺町、桂瀬町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 66	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 67	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 69	松阪市立野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 73	松阪市上川町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 133	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 141	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松阪 145	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丹生寺 1	松阪市丹生寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丹生寺 2	松阪市丹生寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平成 2	松阪市平成町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丹生寺 3	松阪市丹生寺町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光町 2	松阪市光町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駅部田 1	松阪市駅部田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山室 12	松阪市山室町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて総覽に供します。)

三重県告示第 208 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
木津川ヒラ谷	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柏尾川 I	伊賀市奥鹿野	土石流	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
柏尾川Ⅱ	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柏尾川Ⅲ	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柏尾川Ⅳ	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺脇 I	伊賀市寺脇 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺脇 II	伊賀市寺脇、岡田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥鹿野	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柏尾川VI	伊賀市桐ヶ丘八丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
前谷	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上神戸 I	伊賀市上神戸、東谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
清水谷	伊賀市上神戸、東谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上神戸 II	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
御代川支渓	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤野川支渓	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤野川	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
喰代 I	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
蓮池 I	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
蓮池 II	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
久米川	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柄谷 I	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柄谷 II	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新堂川-1	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新堂川-2	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高山	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺田 I	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥谷-1	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥谷-2	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥谷-3	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

矢谷川支渓-1	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢谷川支渓-2	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岡田 1	伊賀市岡田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺脇 1	伊賀市寺脇 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺脇 2	伊賀市寺脇 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏尾 1	伊賀市柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 1	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 2	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 3	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 1	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別府 1	伊賀市別府 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 1	伊賀市青山羽根 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺脇 3	伊賀市寺脇 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡田 2	伊賀市岡田、寺脇 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏尾 2	伊賀市柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏尾 3	伊賀市柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡田 3	伊賀市岡田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 2	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 3	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 2	伊賀市青山羽根 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 3	伊賀市青山羽根、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 4	伊賀市青山羽根 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 5	伊賀市青山羽根 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 6	伊賀市青山羽根、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 4	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 5	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 6	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 7	伊賀市奥鹿野	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
奥鹿野 8	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 9	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 10	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 7	伊賀市青山羽根、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 8	伊賀市青山羽根、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 4	伊賀市阿保、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別府 2	伊賀市別府 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別府 3	伊賀市別府、川上3丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 5	伊賀市阿保、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 9	伊賀市青山羽根 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青山羽根 10	伊賀市青山羽根、比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 6	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 7	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 8	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿保 9	伊賀市阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥鹿野 11	伊賀市奥鹿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 1	伊賀市桐ヶ丘六丁目、桐ヶ丘八 丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 2	伊賀市桐ヶ丘八丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 3	伊賀市桐ヶ丘八丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 4	伊賀市桐ヶ丘五丁目、桐ヶ丘七 丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 5	伊賀市桐ヶ丘七丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 7	伊賀市桐ヶ丘七丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 8	伊賀市桐ヶ丘八丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏尾 4	伊賀市柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 9	伊賀市桐ヶ丘八丁目、桐ヶ丘七 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 10	伊賀市桐ヶ丘六丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

桐ヶ丘 11	伊賀市桐ヶ丘四丁目、阿保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桐ヶ丘 12	伊賀市桐ヶ丘八丁目、柏尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古郡 1	伊賀市古郡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 1	伊賀市上神戸、古郡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 2	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 3	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下神戸 1	伊賀市下神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桙川 1	伊賀市桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桙川 2	伊賀市桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古郡 2	伊賀市古郡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比土 1	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下神戸 2	伊賀市下神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桙川 3	伊賀市桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桙川 4	伊賀市桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 4	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 5	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 6	伊賀市上神戸、古郡 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上林	伊賀市上林 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比土 2	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比土 3	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比土 4	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比土 5	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比土 6	伊賀市比土 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 7	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 8	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下神戸 3	伊賀市下神戸、桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桙川 5	伊賀市桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 9	伊賀市上神戸	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
桙川 6	伊賀市桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上神戸 10	伊賀市上神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下神戸 4	伊賀市下神戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
摺見 1	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
摺見 2	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
摺見 3	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比自岐 1	伊賀市比自岐 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
摺見 4	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
摺見 5	伊賀市摺見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比自岐 2	伊賀市比自岐 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
依那具 1	伊賀市依那具 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
依那具 2	伊賀市依那具 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森寺 1	伊賀市森寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
才良 1	伊賀市才良、桙川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市部	伊賀市市部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
依那具 3	伊賀市依那具 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
依那具 4	伊賀市依那具 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
才良 3	伊賀市才良 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 1	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 2	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 3	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 4	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 5	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 6	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
猪田	伊賀市猪田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山出 7	伊賀市山出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
予野 4	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

予野 7	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治田 6	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
喰代 1	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山 1	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山 2	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 1	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上友生 1	伊賀市上友生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 2	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下友生 2	伊賀市下友生、生琉里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下友生 3	伊賀市下友生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上友生 2	伊賀市上友生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 3	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 4	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
喰代 2	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
喰代 3	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
喰代 4	伊賀市喰代 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 5	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 6	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 7	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山 3	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山 4	伊賀市高山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下友生 4	伊賀市下友生、生琉里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下友生 5	伊賀市下友生、生琉里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蓮池 8	伊賀市蓮池 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒木 1	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 1	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 2	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 3	伊賀市寺田	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
荒木 2	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒木 3	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 4	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 5	伊賀市寺田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西明寺	伊賀市西明寺、下友生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒木 4	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒木 5	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒木 6	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒木 7	伊賀市荒木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野車坂町 1	伊賀市上野車坂町、西明寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野車坂町 2	伊賀市上野車坂町、西明寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野車坂町 3	伊賀市上野車坂町、西明寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野赤坂町	伊賀市上野赤坂町、上野玄蕃 町、平野樋之口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 209 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
予野 4	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	予野 4	平成 31 年 3 月 26 日
予野 7	伊賀市予野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	予野 7	平成 31 年 3 月 26 日
治田 6	伊賀市治田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	治田 6	平成 31 年 3 月 26 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 210 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

- 1 施行者の名称
四日市市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画公園事業
5・5・1号 垂坂公園・羽津山緑地
 - 3 事業施行期間
平成 18 年 1 月 27 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
-

三重県告示第 211 号

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の一部を改正する告示

建築基準法第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定による特定工程及び特定工程後の工程(平成 12 年三重県告示第 36 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 中間検査を行う期間 <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで</u>	2 中間検査を行う期間 <u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで</u>
3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 (1) (略) (2) <u>新築の建築物で、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）の床面積合計が 50 m²を超えるも</u> <u>の又は一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）が 2 階以上の階にあるもの。</u>	3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 (略)
4 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事 <u>（中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含むものに限る。）</u> の工程に係るものとする。 <u>なお、附属建築物（居室を有するものに限る。）のみが中間検査の対象となる場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事の工程に係るものとする。</u>	4 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア～ウ (略) (略)	(略)	(略)	ア～ウ (略) (略)	(略)	(略)
工 木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事 (柱組)	壁の外装工事及び内装工事並びに小屋組及び構造耐力上主要な軸組工法及びプレハブ工法にあっては小屋組及び耐力壁) を覆う工事			
	は屋根工事及び耐力壁の工事)				
(注) 2 以上の構造を併設している場合は、エキスパンションジョイント等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。また、構造上一体となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。	階数が 3 以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われる場合以外の場合については、ア欄の規定を準用する。	主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。	(注) 2 以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。	木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。	主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。
5 適用の除外	下記の建築物については、この告示の規定は適用しない。	(1) 法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程を含む建築物 (2) 法第 18 条の適用を受ける建築物 (3) 法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等である建築物 (4) 法第 85 条第 5 項又は第 6 項の許可を受けた建築物 (一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分 (居室を有するものに限る。) を有し、階数が 2 以下の建築物に限る。) (5) 平成 14 年国土交通省告示第 411 号に規定する丸太組構法を用いた建築物 (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。) 第 6 条第 3 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する工程に相当する箇所の工事完了時	5 適用の除外	法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程を含む建築物及び同法第 18 条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。	

に、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が検査を行い、同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが同機関から交付される検査報告書により確認できる建築物

附 則

- 1 この告示は、令和3年7月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、2の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に法第6条第1項の規定又は同法第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

三重県告示第212号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成29年三重県告示第238号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 1・2 （略） <u>3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）</u>	第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 1・2 （略）
第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1)・(2) （略） <u>(3) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）</u> 2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)又は(4)とする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 評価機関が交付するB E L Sに基づく評価（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）</u>	第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面 (1)・(2) （略） 2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)とする。 (1)～(3) （略）

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

三重県告示第 213 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年三重県規則第 40 号）第 4 条及び第 13 条に規定する知事が別に定める機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 35 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年三重県規則第 40 号）第 4 条及び第 13 条に規定する知事が別に定める機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定めます。
第 1 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 1・2 （略） 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）	第 1 法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。 1・2 （略）
第 2 法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面	第 2 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

<p>(1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)</p> <p>(3) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書(法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)</p>	<p>(1) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)</p>
<p>2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)又は(4)とする。</p> <p>(1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書(法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)</p>	<p>2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)とする。</p> <p>(1) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p> <p>(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</p>
<p>第3 法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。</p> <p>1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「性能向上計画認定」という。)に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下単に「検査済証」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書(建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)</p> <p>2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の場合については(1)を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第3 法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。</p> <p>1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「性能向上計画認定」という。)に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下単に「検査済証」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の場合については(1)を除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p><u>(5) 1(5)に掲げる書面</u></p> <p>第4 法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。</p> <p>第5 法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>第4 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。</p> <p>第5 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。</p> <p>1・2 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は令和3年4月1日から施行する。

三重県告示第214号

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第21、別表第22及び別表第23に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第21、別表第22及び別表第23に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件の一部を改正する告示

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第21、別表第22及び別表第23に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件（平成29年三重県告示第240号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）別表第21、別表第22及び別表第23に規定する知事が別に定める用途を第1に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第2に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第3に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規模を第4に定め、平成29年4月1日から施行します。	三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）別表第21、別表第22及び別表第23に規定する知事が別に定める用途を第1に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第2に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第3に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規模を第4に定め、平成29年4月1日から施行します。
第1 (略)	第1 (略)
第2 法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。	第2 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。
第3 (略)	第3 (略)
第4 工場等の用途の部分の規模は、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。	第4 工場等の用途の部分の規模は、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

附 則

この告示は令和3年4月1日から施行する。

三重県告示第215号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させます。

この告示は、令和3年4月1日から施行し、会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員（令和2年三重県告示第208号）は、令和3年3月31日限りで廃止します。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

委任を受けた者	委任事務の範囲
1 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第5条第2項第1号及び同条第3項から第5項までの規定による出納員	(1) 所属において所掌する収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと（地方自治法施行令第158条第1項により出納局が委託する税外収入の収納事務にかかる収納金の出納を除く。） (2) 所属において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。 (3) 所属に属する物品の出納及び保管を行うこと。 (4) 所属において所掌する支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所属において所掌する現金及び財産の記録管理を行うこと。
2 規則第5条第2項第2号に定める出納員（管財を担当する課の課長に限る。）	公有財産の記録管理を行うこと。
3 規則第5条第2項第2号に定める出納員（総務事務を担当する課の班長に限る。）	(1) 所掌する事務に係る収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。 (2) 所掌する事務に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。
4 規則第5条第2項第3号に定める出納員（一人一台パソコンを担当する課の班長に限る。）	一人一台パソコンの出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
5 規則第5条第2項第4号の規定による知事が別に定める出納員	(1) 所管する地域に所在する所の現金の出納及び保管を行うこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。） (2) 所管する地域に所在する所の小切手を振り出すこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。） (3) 所管する地域に所在する所の有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所管する地域に所在する所の現金及び財産の記録管理を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (5) 所管する部局等及び所の支出負担行為に関する確認を行うこと。
6 地域防災総合事務所及び地域活性化局の出納員	(1) 所管する所の物品の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (2) 所管する所の支出負担行為に関する確認を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (3) 所管する所の歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。） (4) 所管する所の入札保証金に代わる有価証券の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）
7 東京事務所及び関西事務所の出納員	(1) 所において所掌する現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する小切手を振り出すこと。
8 総務部（税務企画課、税収確保課）、県税事務所及び自動車税事務所の出納員	(1) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入現金等の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る小切手の振出しを行うこと。 (3) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所において所掌する県税に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る現金及び債権の記録管理を行うこと。

備考 第5号の項から第8号の項までの出納員については、第1号の項各号に掲げる事務を加えて当該事務を委任するものです。

三重県告示第216号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月26日

三重県知事 鈴木英敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 号の項（E）の欄を次のように改める。

三重県中学校体育連盟
三重県高等学校体育連盟
東海中学校体育連盟
東海高等学校体育連盟
東海地区盲学校体育連盟
東海地区聾学校体育連盟

別表第 1 第 12 号の項（A）の欄を次のように改める。

帰国・外国人児童生徒等に 対するきめ細かな支援事業 補助金

別表第 1 第 14 号の項を削り、第 15 号の項を第 14 号の項とし、第 16 号の項から第 22 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 23 号の項を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
平野 辰雄	桑名市	桑名市長島町源部外面山ノ割 430-1
丹羽 一久	桑名市	桑名市長島町源部外面稗田 127-1 ほか 5 筆
伊藤 正彦	桑名市	桑名市長島町源部外面稗田 128-1 ほか 2 筆
太田 久義	いなべ市	いなべ市員弁町上笠田東外面 2952 ほか 1 筆
(有)イケダグリーン	津市	津市白山町中ノ村宮石 454 ほか 21 筆
堀山 香	津市	津市白山町中ノ村宮石 484 ほか 34 筆
仲森 洋成	熊野市	南牟婁郡御浜町神木杉山 2884 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 3 年 3 月 26 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

1 農業振興地域

松阪地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び松阪農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土交通省国土地理院の長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 作業地域

三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省国土地理院の長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 作業地域

三重県全域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類

四日市都市計画公園

4・5・1 号羽津公園

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画公園事業

9・6・1 号北勢中央公園

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

四日市市新正 4-21-5

四日市建設事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示します。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年3月26日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

学習用情報端末 7,657台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和3年12月27日（月）まで

(4) 納入場所

調達説明書（仕様書）で指定するとおりとします。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年4月19日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班（担当：稻濱・辻井）
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年5月6日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年4月26日（月）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年5月6日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年5月6日（木）15時

なお、入札書は令和3年4月27日（火）から同年5月6日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班（担当：稻濱・辻井）
案件名 三重県立高等学校学習用情報端末の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年5月6日（木）15時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Purchase of information terminals for learning in Mie Prefectural high schools.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, May 6, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, April 27, 2021 and 3:00 P.M. on Thursday, May 6, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Thursday, May 6, 2021.

(4) Managing Authority :

Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3002

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
